

## 養蜂振興法（抄）

### （蜜蜂の飼育の届出）

第3条 蜜蜂の飼育を行う者は、農林水産省令の定めるところにより、毎年、その住所地を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、業として蜜蜂の飼育を行う者（以下「養蜂業者」という。）以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であつて、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所
  - 二 蜂群数
  - 三 飼育の場所及びその期間
  - 四 その他農林水産省令で定める事項
- 2～4 (略)

## 養蜂振興法施行規則（抄）

### （届出）

第1条 養蜂振興法（以下「法」という。）第3条第1項の規定による届出は、毎年1月31日までにしなければならない。

2 法第3条第1項ただし書に規定する農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合
- 二 密閉構造の飼育管理設備で蜜蜂の飼育を行う場合
- 三 反復利用が可能な蜂房を利用しないで蜜蜂の飼育を行う場合であつて、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと都道府県知事が認める場合

3・4 (略)

## 養蜂振興法施行細則（抄）

### （飼育の届出）

第2条 法第3条第1項の規定による届出は、蜜蜂飼育届（第1号様式）により行うものとする。